

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 4 月 17 日（金）第 711 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

○指定納付受託者の指定	（デジタル推進課取扱い）	1
○漁船保険付保義務発生	（水産振興課取扱い）	1
○特定漁業者の規約の制定等に係る同意の認定	（水産振興課取扱い）	2
○団体営土地改良事業の計画の変更に係る認可	（農地整備課取扱い）	2
○県営土地改良事業に係る換地処分（3件）	（農地整備課取扱い）	2
○団体営土地改良事業の換地計画の認可申請を相当とする決定	（農地整備課取扱い）	2
○団体営土地改良事業に係る換地処分	（農地整備課取扱い）	3
○特定農業用ため池の指定の解除	（農地保全課取扱い）	3
○特定農業用ため池の指定	（農地保全課取扱い）	3

公 告

○令和 8 年度製菓衛生師試験公告	（生活衛生課取扱い）	4
○鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告	（雇用労政課取扱い）	5
○落札者等の公告	（管財課取扱い）	10

告 示

鹿児島県告示第292号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和 8 年 4 月 17 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 指定納付受託者の名称及び事務所の所在地
ウェルネット株式会社
北海道札幌市中央区大通東十丁目11番地4
- 指定納付受託者を指定した日
令和 8 年 3 月 31 日
- 指定納付受託者に納付させる歳入
鹿児島県電子申請共同運営システムを利用した鹿児島県への申請、届出その他の法令等の規定に基づき県の機関に対して行われる通知に係る使用料又は手数料（指定納付受託者が提供するソフトウェアを使用し、収納代行を行うサービスにより納付させるものに限る。）
- 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間
令和 8 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

鹿児島県告示第293号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、大和加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第294号

指宿市岩本135番地 坂元広志及び指宿市新西方1456番地 岸下昇からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

区域及び区分

- 1 区域 指宿市区域（旧指宿漁業協同組合の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主として建網漁業を営む漁業及び総トン数10トン以上の漁船により主として底びき網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第295号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、曾於南部土地改良区が行う土地改良事業（維持管理）の計画の変更について、令和8年3月27日付けで認可した。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第296号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（中山間地域型）溝辺地区山志布換地区の換地計画に係る換地処分を、令和8年4月2日に行った。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第297号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（中山間地域型）溝辺地区桑木鶴換地区の換地計画に係る換地処分を、令和8年4月2日に行った。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備中山間地域型）第一国分東地区平山換地区の換地計画に係る換地処分を、令和8年4月2日に行った。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第299号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、長島町が行う土地改良事業団体営中山間地域総合整備長島西部地区城川内換地区の換地計画に係る認可申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議の申出をすることができる。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和8年4月20日から同年5月21日まで
- 3 縦覧場所
長島町役場耕地林務課

鹿児島県告示第300号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第1項の規定により、鹿児島市が行う土地改良事業団体営農業基盤整備促進鹿児島第1二期地区の換地計画に係る換地処分は、令和8年3月24日に行われた。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第301号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した次の特定農業用ため池の指定を解除した。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	解除年月日
坂嶺3号ため池	大島郡喜界町大字坂嶺字峯川田1496番	令和8年3月24日
新池3号ため池	大島郡喜界町大字川嶺字南山2504番	令和8年3月24日

鹿児島県告示第302号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により、次のとおり特定農業用ため池を指定した。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

特定農業用ため池の名称	特定農業用ため池の所在地	指定年月日
小湊池	南さつま市加世田小湊字井樋神西7255番 外2筆	令和8年3月24日
二俣池	南九州市知覧町厚地字穴山3489番 外1筆	令和8年3月24日
高吉池	南九州市穎娃町上別府字高吉中次岡北9829番 外12筆	令和8年3月24日
上里池	南九州市川辺町神殿字板ヶ迫2103番1	令和8年3月24日
前原池	南九州市穎娃町郡字古城鼻9112番 外7筆	令和8年3月24日
観音面池	伊佐市大口目丸1330番 外1筆	令和8年3月24日
奥牟田池	伊佐市大口平出水字奥牟田22番 外4筆	令和8年3月24日
薬師池	伊佐市菱刈前目4357番	令和8年3月24日
佐手久ため池	大島郡喜界町大字佐手久字西廻1033番	令和8年3月24日
坂嶺2号ため池	大島郡喜界町大字坂嶺字山田峯636番	令和8年3月24日
坂嶺1号ため池	大島郡喜界町大字坂嶺字山田峯636番	令和8年3月24日
出花前池	大島郡和泊町出花903番1 外1筆	令和8年3月24日
上原2号池	大島郡和泊町喜美留1008番	令和8年3月24日
阿賀礼池	大島郡和泊町瀬名888番2	令和8年3月24日

公 告

令和8年度製菓衛生師試験公告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定により、令和8年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 試験の日時
令和8年6月23日（火）午後2時から午後4時まで
- 2 試験の場所
かごしま県民交流センター（鹿児島市山下町14番50号）
- 3 試験方法及び試験科目
試験は、次に掲げる科目について、筆記試験の方法により行う。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による1級又は2級の菓子製造技能士で、試験科目の免除を願い出た者については、試験科目のうち製菓理論及び実技を免除する。
 - (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品学
 - (4) 食品衛生学
 - (5) 栄養学
 - (6) 製菓理論及び実技
- 4 受験資格
次の各号のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（製菓衛生師法附則第3項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事したもの
 - (3) 昭和41年12月26日において現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）であって、菓子製造業に従事した期間が、同日において3年を超えているもの又は同日後3年を超えるに至ったもの
- 5 試験手数料
9,700円
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類等
 - ア 受験願書
 - イ 4の(1)に該当する者にあつては、製菓衛生師法第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したことを証する当該製菓衛生師養成施設の長の証明書
 - ウ 4の(2)又は(3)に該当する者にあつては、菓子製造業務従事証明書
 - エ 試験科目の免除を願い出る者にあつては、提出書類等の提出先で原本照合を受けた菓子製造に係る1級又は2級の技能検定合格証書の写し
 - オ 現在の氏名と提出書類に記載された氏名が異なる者にあつては、戸籍抄本（出願前6月以内に交付されたもの）
 - カ 写真（出願前6月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）
 - (2) 提出書類等の提出先
受験希望者の住所地を管轄する県の各保健所（鹿児島市又は県外に居住する者にあつては、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577））に提出すること。
なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「製菓衛生師試験受験願書在中」と朱書し、書留郵便とすること。

- (3) 試験手数料の納付方法
受験願書提出の際、鹿児島県収入証紙により納付すること。
なお、提出書類等を受理した後は、試験手数料は返還しない。
- 7 提出書類等の受付期間
令和8年4月20日（月）から同年5月18日（月）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、送付の方法により提出する場合は、令和8年5月18日の消印のあるものまで受け付ける。
- 8 受験願書等の用紙の交付
受験願書及び菓子製造業務従事証明書用の紙は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課及び県の各保健所において交付する。
なお、同用紙を送付の方法により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、110円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 9 受験票の交付等
受験資格があると認められた者に対して郵送により受験票を交付するので、試験当日持参すること。
- 10 合格者の発表
合格者に対し、合格証書を郵送して行う。
また、合格者の受験番号を鹿児島県のホームページ（<https://www.pref.kagoshima.jp/>）において掲示する。
- 11 その他
- (1) 試験に関する照会は、鹿児島県保健福祉部生活衛生課（電話099-286-2786）又は県の各保健所に対して行うこと。
- (2) 試験に関して不正の行為を発見したときは、その者について試験を停止し、又はその者の試験を無効とする。

.....

鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告

第49期鹿児島県労働委員会委員の任期が令和8年6月30日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第50期鹿児島県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体及び労働組合に対して次により候補者の推薦を求める。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合
- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる資格を有する使用者団体は、鹿児島県の区域内のみに組織を有しているものであること。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる資格を有する労働組合は、鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けているものであること。
- 2 被推薦者の資格
労働組合法第19条の12第6項において準用する同法第19条の4第1項に規定する欠格条項に該当しない者であること。
- 3 第50期鹿児島県労働委員会委員の任期
令和8年7月1日から令和10年6月30日までの2年間
- 4 推薦に基づき任命する委員の数
使用者委員 5人
労働者委員 5人
- 5 推薦手続
候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号890-8577）に提出すること。

-
- (1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体
 - ア 使用者委員候補者推薦書（別記第1号様式）
 - イ 履歴書（別記第2号様式）
 - (2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合
 - ア 労働者委員候補者推薦書（別記第3号様式）
 - イ 履歴書（別記第2号様式）
 - ウ 労働組合法施行令第21条第3項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には10日間程度の期間を要する。）
- 6 推薦書類の受付期間
- 令和8年4月21日（火）から同年5月20日（水）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前8時30分から午後5時15分までとする。
- なお、送付の方法により提出する場合は、令和8年5月20日の消印のあるものまで受け付ける。

別記
第1号様式

使用者委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所 在 地
使用者団体名
代表者氏名

第50期鹿児島県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第2号様式

履 歴 書

ふりがな			昭・平
氏 名			生年月日 年 月 日 (歳)
現 住 所			郵便番号
			電話番号
学 歴	年	月	
職 歴			
団体（組合） 役 員 歴			
賞 罰			

第3号様式

労働者委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地
労働組合名
代表者氏名

第50期鹿児島県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和8年4月17日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
複写機用再生紙（A4判） 9式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和8年3月5日
- 4 落札者の氏名及び住所並びに落札金額
 - (1) 株式会社網中鹿児島支店
鹿児島市谷山港二丁目3番11号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,079円（鹿児島市地区分）
 - (2) 株式会社文友社
薩摩川内市大小路町8番15号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,409円（日置・串木野地区分）
 - (3) 株式会社文泉堂
南九州市穎娃町牧之内3000番地
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,475円（南薩地区分）
 - (4) e c o良品店 代表 佐瀨正和
薩摩川内市原田町11番3号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,398円（薩摩地区分）
 - (5) 株式会社大黒紙店
薩摩川内市向田本町14番7号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,417.8円（始良・伊佐地区分）
 - (6) 有限会社三味堂商事
志布志市志布志町志布志三丁目10番10号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,585円（曾於地区分）、2,585円（肝属地区分）
 - (7) 株式会社はやま
鹿児島市南栄三丁目6番4号2階
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,948円（熊毛地区分）
 - (8) 株式会社楠田書店
奄美市名瀬入舟町6番1号
1箱（2,500枚入り）当たりの単価2,618円（大島地区分）
- 5 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告を行った日
令和8年1月20日